

# 第7章

---

---

## 総合操作盤

---

---

総合操作盤

第1	用語の意義	1
第2	総合操作盤の設置	2

## 総合操作盤

第1章第2節第11、第3節第13、第5節第13、第6節第14、第7節第12、第8節第6、第9節第6、第10節第4、第11節第7、第12節第4、第13節第6、第14節第10、第2章第1節第10、第4節第9、第8節第5、第3章第2節第7、第4章第4、第5章第1節第4、第2節第4、第3節第12、第4節第8、第5節第2、及び第6節第4の総合操作盤については、規則第12条第1項第8号、第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号の規定並びに「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号。以下この章において「告示第7号」という。）及び「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成16年消防庁告示第8号。以下この章において「告示第8号」という。）によるほか、次による。

### 第1 用語の意義

この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 防災監視場所とは、防火対象物内の防災センター（総合操作盤その他これに類する設備により、当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）、中央管理室（建基令第20条の2第2号に規定するものをいう。）、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。
- 2 副防災監視場所とは、防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分）をいう。以下同じ。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐する方式のものを含む。）をいう。
- 3 監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。
- 4 遠隔監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警

備会社その他の場所を含む。)をいう。

- 5 防災設備等とは、排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。
- 6 一般設備とは、電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。
- 7 防災要員とは、防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

## 第2 総合操作盤の設置

### 1 総合操作盤の機能

#### (1) 予備電源又は非常電源

告示第7号第2. 8に規定する総合操作盤に付置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時に所要の活動等を行うために必要な時間（概ね2時間以上）、当該総合操作盤を有効に作動できるものであること。その他、非常電源及び配線については、第6章「非常電源」の基準を準用する。

#### (2) 制御機能

告示第7号第10に規定する制御機能については、システム構成要素の異常又は故障が全体機能の障害につながらないように、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により、その対応策が措置されていること。

#### (3) 表示、警報及び操作機能▲

告示第7号第5から第7に規定する表示、警報及び操作機能に消防用水（加圧送水装置を設ける場合に限る。）が設置されるものは、次の項目について、それぞれ表示、警報及び操作機能を有すること。

##### ア 表示項目

- (ア) 加圧送水装置の作動状態
- (イ) 加圧送水装置の電源断の状態
- (ウ) 呼水槽の減水状態
- (エ) 水源水槽の減水状態
- (オ) 総合操作盤の電源の状態

##### イ 警報項目

- (ア) 加圧送水装置の電源断の状態

(イ) 減水状態(呼水槽又は水源水槽)

ウ 操作項目

(ア) 加圧送水装置の遠隔起動

(イ) 警報停止

(4) 消防活動支援機能

告示第7号第12に規定する消防活動支援機能については、消防隊への情報提供が円滑に行えるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

2 副防災監視場所、監視場所及び遠隔監視場所

副防災監視場所、監視場所及び遠隔監視場所において、監視、操作等を行う場合の留意事項については、次のとおりとする。

(1) 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。

イ 告示第8号第4.2ただし書きの「当該防火対象物の部分における火災の発生等を表示及び警報」は、火災発生に係る代表の表示及び警報とすることができる。

ウ 告示第8号第4.3の「同時に通話することができる設備」とは、次に適合するものとする。▲

(ア) 機器は、次のいずれかであること。

A インターホン

B 非常電話

C T型発信機

D 構内電話で非常用の割り込みができる機能を有するもの又はこれと同等のもの。

(イ) 次の機能を有すること。

A 1の送受機を取り上げる方式又は選局スイッチを操作する方式等簡易な方法により、自動的に他の機器への発信が可能なものであること。

B 1の送受機が発信により、他方の機器への呼び出し音が鳴動すること。

なお、表示機能が設けられているものは、当該表示が有効に点灯するものであること。

C 常用電源の停電時にも使用できるものであること。ただし、乾電池式のインターホンにあっては電池交換の表示又は警報が出るものに限る。

(ウ) 総合操作盤の付近で容易に操作できる位置に設けること。

エ 告示第8号第4.4の「防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画」は、消防計画において、次に掲げる事項を含めて規定すること。

(ア) 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

(エ) 防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、努めて令第4条の2の8第3項各号のいずれかに掲げる者を従事させること。▲

オ 告示第8号第4.5.(2)の「速やかに、当該防火対象物の防災監視場所の防災要員が、副防災監視場所に到着できること。」とされる場合は、次に留意した防火管理体制を確保すること。

(ア) 対応事項

A 出火場所の確認

出火場所の確認は、副防災監視場所の総合操作盤により行うこととなることから、速やかに出火場所の確認を行うための、要員相互の連絡体制や出火場所へのアクセスの方法を検討すること。

B 現場の確認

実際に出火場所に行き、現場の状況を確認すること。

C 消防機関への通報

消防機関へ通報する火災報知設備又は電話により、火災である旨を消防機関へ通報すること。

D 初期消火

設置されている消火設備により初期消火を行うこと。

E 区画の形成

防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火区画、隣接区画、たて穴隣接区画の防火区画等を形成すること。

F 情報伝達及び避難誘導

(A) 火災を確認後、従業員等及び隊員に火災である旨並びに避難すべき旨を伝達・指示するとともに、従業員等を安全な場所へ避難させること。

(B) 火災による煙等の拡散を防ぐため、排煙設備を作動させ

るとともに空調設備を停止させること。

(イ) 対応時間

上記に係る事項の完了の時間を極力短縮するよう自主防災訓練等を行うこと。

カ 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。▲

(2) 監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 監視対象物は、令第8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を1の監視対象とすること。この場合において、1の監視対象物の監視等は、1の監視場所において行うこと。

イ 告示第8号第5.2ただし書きの「当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合」とは、監視対象物が10階以下の特定防火対象物以外の防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等が該当すること。

ウ 告示第8号第5.3.(3)ただし書きの「当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合」とは、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなどが該当するものであること。

エ 告示第8号第5.4の「同時に通話することができる設備」とは、前(1).ウを準用する。▲

オ 告示第8号第5.5の「監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画」は、消防計画において、次に掲げる事項を含めて規定すること。

(ア) 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

カ 監視場所の要員は、努めて令第4条の2の8第3項各号のいずれかに掲げる者を従事させること。▲

キ 告示第8号第5.6.(2)の「監視場所の要員が、速やかに監視対

象物の防災監視場所に到着できること」とされる場合は、前(1).  
オ.(ア)及び(イ)に規定する事項に留意した防火管理体制を確保すること。

なお、この場合において、副防災監視場所を防災監視場所に読み替えるものとする。

(3) 遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合

ア 遠隔監視対象物は、令8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を1の監視対象とすること。この場合において、

1の遠隔監視対象物の監視等は、1の遠隔監視場所において行うこと。

イ 告示第8号第6.3.(2)ただし書きの「当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合」とは、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなどが該当するものであること。

ウ 告示第8号第6.4の「同時に通話することができる設備」とは、自動火災報知設備の基準(第3.6)に適合するものであるほか、遠隔監視場所へ常時通報することができる電話を設置することで支障ない。ただし、この場合の電話は、遠隔監視場所又は監視対象物の停電時においても機能するもの、又は機能する措置を行ったものであること。▲

エ 告示第8号第6.5の「監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む所要の計画」は、消防計画において、次に掲げる事項を含めて規定すること。

(ア) 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導等)

オ 遠隔監視場所の要員は、努めて令第4条の2の8第3項各号のいずれかに掲げる者を従事させること。▲

カ 監視対象物の防災監視場所には、速やかに遠隔監視場所の要員が到着できなければならないが、この場合は、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱いに係る運用要綱」(平成3年訓達第4号)別記3「即時通報受託業者等登録審査基準」に準じた体制を確保することによるものであること。▲